



## 利用者留意確認事項

### ■利用上の注意

- 1 利用する前には、係員の説明を受けるとともにレンタル用品等に異常がないことを必ず確認した上でご利用ください。

#### ■【出発前の確認事項】

○ブレーキの効き具合 ○ハンドル、シート（サドル）の固定具合 ○タイヤ空気圧等の状態 ○警報ブザー（ベル）の鳴り具合 ○バッテリーの充電状態等

- 2 レンタル用品等を損傷させたり、盗難に遭わないよう十分注意し、適正な管理に努めてください。万一、レンタル用品等に損傷又は盗難が生じた場合には賠償していただくこともあります。
- 3 危険個所又は不適切な場所では使用しないでください。
- 4 歩行者の通行障害となるような行為をしないでください。

### ■事故発生当時の対応等

- 1 利用者は、レンタル用品等のご利用中に故障やパンク等があった場合又は借り受けたその日の利用時間内に自転車を返却できなくなった場合は、速やかに「江差観光情報総合案内所」に連絡してください。
- 2 道路交通法を守り安全運転を心がけてご利用ください。万一事故が発生した場合は、利用者自らの責任として費用負担も含め対応して頂きます。また、ご利用中の事故等に伴い利用者様が被った不利益や損害について、開陽丸青少年センターは賠償責任の一切を負いません。事故等が発生した際は必ず「江差観光情報総合案内所」に連絡願います。

#### 【発生事項とご利用者（お客様）が行うこと】

事故 （事故相手やご利用者の負傷、物品の損壊）	①負傷者の救護処置、病院等での診察 ②事故相手や損壊物品所有者の氏名連絡先等の確認 ③保険申請のため警察への事故届と、事故証明の発行手続き
盗難、駐輪禁止区域での撤去	盗難時は警察への被害届と、盗難証明書類（受理ナンバー）の発行手続き ※撤去時は撤去関係費用を請求します。
故障（パンク、チェーンはずれ）	自転車店での修理対応と修理費用の負担 ※故障状態のまま返却された場合、修理費用を請求します。
カギ紛失	貸出窓口への再訪とカギの再交付 ※カギの再交付費用を請求します。

### ■開陽丸青少年センター観光バリアフリーレジャー用品等貸出事業実施要綱

- ・第 10 条（損害賠償の義務） 利用者は、事故の責めに帰すべき事由によりレンタル用品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・第 11 条（免責事項） 利用者が、事故の責めに帰すべき事由により自他の人身又は物損事故については、開陽丸青少年センターは一切責任を負わないものとする。